

## 成年後見制度利用促進専門家会議 中間検証ワーキング・グループ設置・運営規程

令和元年 9 月 26 日  
成年後見制度利用促進専門家会議決定

成年後見制度利用促進専門家会議の設置について（平成 30 年 6 月 21 日関係省庁申合せ）「6. 雑則」及び成年後見制度利用促進専門家会議運営規則（平成 30 年 7 月 2 日成年後見制度利用促進専門家会議決定）第 9 条の規定に基づき、この規程を定める。

## （総則）

第一条 成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）の中間検証ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

## （ワーキング・グループの設置）

第二条 専門家会議に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

## （ワーキング・グループの会議）

第三条 主査（主査に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、ワーキング・グループの会議を招集するとともに、ワーキング・グループ全体を総括する。

- 2 主担当となる委員は、検討テーマごとに、ワーキング・グループの会議の議事を総括する。
- 3 検討テーマごとの構成員に属さない委員は、あらかじめ主査に届け出ることにより、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 4 主査は、必要により、当該審議事項に関して識見を有する者を参考人として会議に出席させ、関係事項について説明を求めることができる。

## （審議の公開）

第四条 ワーキング・グループの会議は、公開とする。ただし、主査は、公開することにより、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

## （議事内容等の公表）

第五条 主査は、会議終了後速やかに議事要旨を作成し、公表するものとする。

- 2 主査は、当該会議の議事録を作成し、一定の期間を経過したのちにこれを公表する。
- 3 主査は、会議終了後速やかに会議の資料を公表する。
- 4 会議の議事録及び資料については、主査が公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、

会議の決定を経て議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が専門家会議に諮って定める。

【別紙】

| ワーキング・グループの名称  | 目 的  | 構 成 員  |
|----------------|--|--|
| 中間検証ワーキング・グループ | <p>成年後見制度利用促進基本計画の中間年度において、各施策の進捗状況を踏まえて、個別の課題の整理・検討を行う。</p> | <p>構成員は検討テーマごとに定めるものとする。</p> <p>(主査) 新井 誠</p> <p><b>【検討テーマ1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画の策定</li> <li>・地域連携ネットワークづくり(中核機関の整備推進など)</li> </ul> <p>(主担当となる委員) 原田 正樹<br/>(委員)</p> <p>新井 誠 池田 恵利子 伊東 香織<br/>海野 芳隆 川口 純一 河村 文夫<br/>久保 厚子 櫻田 なつみ 新保 文彦<br/>住田 敦子 手嶋 あさみ 土肥 尚子<br/>野澤 和弘 花俣 ふみ代 水島 俊彦<br/>山野目 章夫</p> <p><b>【検討テーマ2】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がメリットを実感できる制度の運用(意思決定支援の推進)</li> <li>・地域連携ネットワークづくり(市民後見人等担い手育成)</li> </ul> <p>(主担当となる委員) 上山 泰<br/>(委員)</p> <p>新井 誠 池田 恵利子 伊東 香織<br/>海野 芳隆 川口 純一 河村 文夫<br/>久保 厚子 櫻田 なつみ 新保 文彦<br/>住田 敦子 手嶋 あさみ 土肥 尚子<br/>野澤 和弘 花俣 ふみ代 原田 正樹<br/>水島 俊彦 山野目 章夫</p> |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | <p><b>【検討テーマ3】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者がメリットを実感できる制度の運用（適切な後見人等の選任と報酬）</li> <li>・医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討</li> <li>・権利制限の措置の見直し</li> </ul> <p>(主担当となる委員) 山野目 章夫<br/>(委員)<br/>新井 誠 池田 恵利子 伊東 香織<br/>川口 純一 河村 文夫 久保 厚子<br/>櫻田 なつみ 新保 文彦 住田 敦子<br/>瀬戸 裕司 手嶋 あさみ 土肥 尚子<br/>野澤 和弘 花俣 ふみ代 水島 俊彦</p> <p><b>【検討テーマ4】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知</li> <li>・不正防止の徹底と利用しやすさの調和（任意後見制度等の利用の促進）</li> </ul> <p>(主担当となる委員) 新井 誠<br/>(委員)<br/>池田 恵利子 伊東 香織 川口 純一<br/>河村 文夫 久保 厚子 櫻田 なつみ<br/>新保 文彦 住田 敦子 手嶋 あさみ<br/>土肥 尚子 花俣 ふみ代 水島 俊彦<br/>山野目 章夫</p> |
|--|--|--|